

第 4981 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 5月14日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 決算賞与の要件

Q：決算賞与を検討していますが、資金繰りの関係で決算期をまたいでの支給になりそうです。今期の損金にすることはできますか？

A：一定の要件を満たせば、今期の損金にすることができます。

【解説】

従業員に支給した賞与の損金算入時期は、原則として、その支給をした日の属する事業年度の損金になりますが、翌期に支給をした場合でも、次の要件の全てを満たせば、当期に支給があったものとして、当期の損金に算入することが認められます。

- ①支給額を各人別に、かつ、同時期に支給を受ける全ての従業員に通知をしていること
- ②通知をした全ての従業員にその通知をした事業年度終了の日の翌日から1月以内に支払っていること
- ③支給額を通知した事業年度に損金経理をしていること

ただし、支給日に在職する使用人のみに賞与を支給することとしている場合には、この適用が受けられず、支給した日の属する事業年度の損金となりますので、注意してください。なお、使用人に対する賞与の支給について、いわゆるパートタイマー又は臨時雇い等の身分で雇用している者(雇用関係が継続的なものであって、他の使用人と同様に賞与の支給の対象としている者を除く)とその他の使用人を区分している場合には、その区分ごとに判定することが認められます。

